

# 蜜蜂飼育変更届記入例

※住所地を所管する農業事務所へ、持参か郵送、又は指定されたメールアドレスへ送付してください。住所地が他県の方は、当該都道府県の案内に従い、提出ください（飼育場所が千葉県内であっても、直接受理はできません）。

第1号の2様式

## 蜜蜂飼育変更届

令和〇年 〇月 〇日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

<p><b>郵便番号、 電話番号は必ず記入 携帯電話等、常時連絡 がつく番号を記入 願います。</b></p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">〒</td> <td style="width: 85%; padding: 5px;">260-8667</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">現住所</td> <td style="width: 85%; padding: 5px;">千葉県千葉市中央区市場町1番1号</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">電話番号</td> <td style="width: 85%; padding: 5px;">090-〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">氏名又は名称 及び代表者氏名</td> <td style="width: 85%; padding: 5px;">ハチ田 ミツ五郎</td> </tr> </table>	〒	260-8667	現住所	千葉県千葉市中央区市場町1番1号	電話番号	090-〇〇〇-〇〇〇〇	氏名又は名称 及び代表者氏名	ハチ田 ミツ五郎
〒	260-8667								
現住所	千葉県千葉市中央区市場町1番1号								
電話番号	090-〇〇〇-〇〇〇〇								
氏名又は名称 及び代表者氏名	ハチ田 ミツ五郎								

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

### 記

#### 1 令和〇年 変更「前」蜜蜂飼育計画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ
千葉市〇〇〇×丁目×番地	1月1日～12月31日	20	
市原市△△△●丁目●番地	4月1日～12月31日		20
<p style="text-align: center; color: red;">変更のある飼育計画について、変更前の内容を記入してください。 飼育場所を追加する場合は、空欄としてください。</p>			

#### 2 令和〇年 変更「後」蜜蜂飼育計画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ
千葉市〇〇〇×丁目×番地	1月1日～6月30日	20	
市原市△△△●丁目●番地	4月1日～12月31日		0
船橋市□□□◆丁目◆番地	7月1日～12月31日	20	
<p style="text-align: center; color: red;">変更のある飼育計画について、変更後の内容を記入してください。 飼育をとりやめる場合は、場所・期間を記載の上、蜂群数を0と記入してください。</p>			

**※ 提出の前に、必ず備考と留意事項を御一読ください。**

備考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。
- (2) 飼育計画は、届出年（1/1 から 12/31 まで）の飼育予定について記入する。
- (3) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する。  
（番地、号並びに緯度及び経度を記入、又は巣箱の設置場所の地図を添付）
- (4) 飼育状況・計画が書ききれない場合は、別の用紙に記入して添付する。

留意事項

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県を取り扱いに同意をいただきます。
  - ① 個人情報の利用目的  
千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
  - ② 個人情報の安全管理措置  
個人情報の取り扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。
  - ③ 個人情報の第三者への提供  
千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
    - ・法令に基づく場合
    - ・蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。
- (2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。
- (3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。